

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 64 号）

- 件 名 畜産試験場、森林研究所が保有している令和 3 年 4 月 1 日時点の備品使用簿及び小型特殊自動車の取得申請時に発行された「標識交付証明書」の部分開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- 実施機関の決定日 令和 3 年 5 月 17 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（農林水産部農林水産企画課）
- 決定内容 部分開示決定
- 部分開示理由 個人に関する情報であり特定の個人が識別されるため
- 審査請求年月日 令和 3 年 8 月 5 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 令和 4 年 1 月 31 日
- 答申年月日 令和 4 年 4 月 13 日
- 争点 未公開文書の有無及び実施機関が特定した公文書の妥当性
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和 3 年 5 月 17 日付け農総技第 22 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 1 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ・ 畜産試験場、森林研究所が管理している 2021. 4. 1 時点の備品使用簿
- ・ 畜産試験場、森林研究所が所有している小型特殊自動車の取得申請時に発行された「標識交付証明書」全て
- ・ 畜産試験場が管理していた備品の処分に関わる一切の資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 11 条第 1 項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

畜産研究所、森林研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 畜産研究所及び森林研究所の備品使用簿（令和 3 年 4 月 1 日）
- (イ) 標識交付証明書
- (ウ) 物品不用決定・処分伺（甲）、見積書、物品管理換書（甲）

イ 開示をしない部分及び理由

見積書中の担当者名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月5日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

(1) 備品使用簿と標識交付証明書の相違について

ア 法令の規定について

小型特殊自動車に係る標識の交付等の手続について、森林研究所が所在する立山町税条例（昭和29年立山町条例第37号。以下「税条例」という。）では次のとおり規定されている。

(ア) 「小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、町長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（町長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない」こと（税条例第91条第1項）。

(イ) 「小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない」こと（税条例第91条第2項）。

(ウ) 「町長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする」こと（税条例第91条第3項）。

(エ) 「第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、町長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない」こと（税条例第91条第6項）。

イ 三菱製トラクターについて

実施機関の弁明書及び再弁明書並びに富山県農林水産部農林水産企画課（以下「企画課」という。）の職員からの意見聴取によれば、三菱製トラクターについては、シバウラ製トラクターを取得するに当たり廃棄処分されたとのことであった。よって、三菱製トラクターに関する備品使用簿が存在しないことを理由に非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ シバウラ製トラクターについて

実施機関の弁明書及び再弁明書並びに企画課の職員からの意見聴取によれば、シバウラ製トラクターについては、平成元年11月30日に取得したものであるが、交付申請等の手続を失念していたため、シバウラ製トラクターの標識交付証明書は存在しないとのことであった。この点、税条例の規定に基づき適正に交付申請等がなされていたならば、シバウラ製トラクターの標識交付証明書は存在していたはずであるが、交付申請等の手続の失念により、本来存在すべき文書がなかったとの実施機関の弁明に不合理な点はない。よって、シバウラ製トラクターの標識交付証明書が存在しないことを理由に非開示とした実施機関の判断は妥当とせざるを得ない。

エ キセキ製トラクターについて

実施機関の弁明書によれば、キセキ製トラクターには、「農機型式名」と「販売型式名」の2種類の型式名がある。標識交付証明書に記載の型式「T0314」は「農機型式名」であって、備品使用簿に記載の規格「TK29FUKD」は「販売型式名」であり、車両としては同一のものであると認められる。よって、キセキ製トラクターに関する備品使用簿及び立山町から交付を受けたキセキ製トラクターの標識交付証明書の開示に係る実施機関の判断は妥当である。

(2) 再発行された標識交付証明書の開示について

実施機関の再弁明書及び企画課の職員からの意見聴取によれば、富山市から再発行されたキセキ製トラクターの標識交付証明書を開示しなかったのは、本件開示請求の内容が「森林研究所が所有している小型特殊自動車の取得申請時に発行されていた「標識交付証明書」全て」であり、開示対象となる文書は、森林研究所が平成12年に管理換えにより取得した際に申請すべきであった標識交付証明書であると判断したことから、開示対象としなかったものである。

本件開示請求書には「小型特殊自動車の取得申請時に発行されていた」と記載されていることから、再発行を受けた標識交付証明書を本件開示請求の対象外と判断し、開示対象としなかった実施機関の判断は、不相当とまでいうことはできない。

なお、公文書について開示請求があった場合において、別の開示請求の際に開示済みの公文書であることをもって開示しない理由にはならないことを付記する。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年1月31日	実施機関から諮問書を受理
令和4年2月17日 (第178回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年3月10日 (第180回審査会)	審議
令和4年4月13日 (第181回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説特別委員	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	